

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成 17 年 2 月 23 日

各 位

2月社長記者会見

1. 証券取引法の改正に伴う上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しについて

<資料1 参照>

2. 信認金の見直しについて <資料2 参照>

3. 平成17年度業務計画について <資料3 参照>

(別添1) 気配情報拡充の実施日について

(別添2) 名証上場企業交流会ならびに取引参加者懇談会の開催について

4. 名証IRエキスポ2005等の開催概要について <資料4 参照>

以 上

証券取引法の改正に伴う上場制度上の「虚偽記載」の定義の見直しについて

平成17年 2月23日
株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

有価証券報告書等の法定開示書類は、ディスクロージャー制度の根幹をなすものであり、投資者の投資判断上重要な開示書類であることから、当取引所の上場制度において、新規上場申請者又は市場第一部銘柄への指定を申請する者が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合には新規上場や市場第一部銘柄への指定を一定期間認めないほか、上場有価証券の発行者が「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると認められる場合には上場廃止することとしています。

現行上場制度上の「虚偽記載」の定義は、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等又は証券取引等監視委員会から告発が行われた場合及び訂正報告書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合としていますが、本年4月に施行される証券取引法改正により、重要な事項に虚偽の記載がある有価証券届出書等を用いて募集等を行った場合には課徴金納付命令が出されることとなることから、新規上場申請者又は上場有価証券の発行者が課徴金納付命令を受けた場合も上場制度上の「虚偽記載」に該当することとする見直しを行います。

概 要

項 目	内 容	備 考
「虚偽記載」の定義	・有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類又は目論見書について、内閣総理大臣等から課徴金納付命令を受けた場合には、上場制度上の「虚偽記載」に該当するものとします。	・「課徴金納付命令」は、証券取引法第172条第1項（同条第4項において準用される場合を含む）の規定による命令を指します。

実施時期

平成17年4月1日を目途に実施します。

以 上

上場制度上の「虚偽記載」の定義及び各上場基準における取扱い

1. 上場制度上の「虚偽記載」の定義

「虚偽記載」とは、有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書（新設）をいう。以下同じ。）について、

内閣総理大臣等から訂正命令を受けた場合、

内閣総理大臣等又は証券取引監視委員会により告発が行われた場合、

訂正報告書等を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合、

内閣総理大臣等から課徴金納付命令を受けた場合、（新設）

をいう。

2. 各上場基準における「虚偽記載」の取扱い

(1) 株券上場審査基準

最近2年間の個別・連結財務諸表又は個別・連結中間財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことを要する。

(2) 市場第一部銘柄指定基準

最近5年間の個別・連結財務諸表又は個別・連結中間財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないことを要する。

(3) 株券上場廃止基準

有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合に上場廃止する。

信認金の見直しについて

平成 17 年 2 月 23 日
 (株) 名古屋証券取引所

項 目	内 容	備 考
1. 趣 旨	<p>当取引所は、取引参加者に対して、信認金として 150 万円及び 取引参加者の本店以外の営業所の数に 15 万円を乗じた金額の合計額を預託するように求めています。しかし、営業所の数に応じて信認金の額を変動させることは、取引参加者等において営業所の改廃に伴う事務処理等が負担となっておりますし、また、オンライン取引の浸透等により営業所の数に比例して売買代金も変動するとの前提も形骸化してきています。</p> <p>これらのことを受け、取引参加者の事務負担の軽減化を図るなどの観点から、現在の信認金の取扱いを見直すこととします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信認金については、証券取引法第 107 条の 4 において、証券取引所の定款の定めるところにより預託するものと規定されています。 ・ 信認金の額は、東京、大阪、札幌及び福岡の各証券取引所は、当取引所と同様の方式で定めています（それぞれの定額部分は 300 万円、300 万円、100 万円、100 万円と異なります。）が、JASDAQ は一律 300 万円としています。
2. 概 要	<p>取引参加者が当取引所に預託する信認金の額は、営業所の数にかかわらず、一律に 150 万円とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合わせて、取引参加者からの「本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の変更」を届出事項から報告事項に変更します。
3. 実施時期	<p>平成 17 年 4 月を目途とします。</p>	

以上

平成 17 年度 業務計画

1. 名証市場の魅力及び信頼性の向上

(1) 上場銘柄の拡充

セントレックスへの単独上場を中心とした、新規上場の促進活動に引き続き取り組むとともに、海外企業が上場できる制度を創設する。

セントレックスを中心とする名証市場への上場を促進する。

中国企業をはじめとする海外企業の株式上場制度を 5 月を目途に創設する。

(2) 流通市場機能の向上

名証独自の諸制度やサービスなどを広くアピールし、名証市場の利用促進につなげる。

IR サポート活動等を通して主に単独上場銘柄の流動性向上に努める。

現行制度等を広くアピールすることにより、名証市場の利用を促進する。

(3) 審査・監理機能の充実

投資家、上場企業、取引参加者が安心して参加できる市場を開設するため、売買審査や取引参加者審査を通じた自主規制機能の向上など、審査・監理機能の充実に取り組む。

2. 市場参加者との関係強化

(1) 上場企業へのサポート強化

上場メリットの拡大に向け、IR 支援サービスの提供をはじめとした上場企業へのサービスの拡充を図るとともに、上場企業に対するアフターフォローやコミュニケーションの強化を図る。

「名証 IR エキスポ 2005」や「企業研究セミナー」、「名証 IR 懇談会」を通して、上場企業への IR サポートを強化する。

上場企業交流会の開催や上場企業への個別訪問の実施により、名証の広報・PR 活動を行うとともに、ニーズの把握に努める。

(2) 取引参加者との関係強化

取引参加者懇談会の開催や取引参加者への個別訪問の実施により、取引参加者とのコミュニケーションの強化を図る。

(3) 投資知識普及活動の実施

個人投資家のすそ野拡大を目的に、他の業界団体等とも協力し、証券知識の教育・啓発活動に取り組むとともに、独自色を打ち出した活動にも取り組む。

3. 財務体質の安定化

相場環境に左右されない安定的な収入を確保するため、情報関連収入の拡充等に努める。また、引き続き全社的に事務の合理化・効率化を行うなど、一層のコストダウンを図り、財務体質の強化を図る。

(参考) 来年度業績見込み (平成 17 年 4 月 ~ 平成 18 年 3 月)

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
平成 17 年度	1,179	79	123	67

平成 17 年 2 月 23 日
株名古屋証券取引所

気配情報拡充の実施日について

現在、当取引所で売買された株式などの相場情報は情報ベンダーなどを通じて外部に配信されていますが、そのうち、気配情報については他の取引所と表示内容が異なっている部分があり、投資家の皆様から当取引所に対し多数ご意見・お問合せなどをいただいています。

当取引所としましては投資家の皆様のご意見等を踏まえまして、平成 17 年 3 月を目処に気配情報拡充のシステム改造を進めてきましたが、この度、本年 3 月 22 日（火）から実施することとしましたので、お知らせいたします。

なお、拡充後の気配情報は、株式会社 CSK 及びブルームバーグの情報サービスを通じて配信されます。

【拡充内容】

気配種別	CSK・ブルームバーグ 経由の配信情報	東証経由の配信情報
寄前気配	上下 5 本	表示なし
一般気配	上下 5 本	上下 1 本
特別気配	特別気配値段を含む上下 5 本 (売り買い別累計数量)	特別気配値段のみ (差引数量)

【実施予定日】

平成 17 年 3 月 22 日（火）

以上

平成 17 年 2 月 23 日
株名古屋証券取引所

名証上場企業交流会ならびに取引参加者懇談会の開催について

1 . 名証上場企業交流会

- (1) 日 時 平成 17 年 3 月 17 日 (木) 午後 4 時 30 分から 7 時
- (2) 会 場 名古屋観光ホテル
- (3) ご招待者 全上場企業社長 (または代理人)
- (4) 概 要 第一部 講演会
「源義経の『奇襲戦法』に学ぶ企業経営」
講師：板垣 英憲 氏 (政治経済評論家)
- 第二部 上場企業への感謝状贈呈式
- 第三部 懇親パーティー

2 . 取引参加者懇談会

- (1) 日 時 平成 17 年 3 月 23 日 (水)、24 日 (木) 午前 11 時から
- (2) 会 場 名証 2 階大会議室
- (3) ご招待者 取引参加者代表者 (または代理人)

以 上

平成 17 年 2 月 23 日
 (株)名古屋証券取引所

名証 I R エキスポ 2005 等の開催概要について

1. 「名証 I R エキスポ 2005」(アナリスト、一般投資家向け)

- (1) 日 程 平成 17 年 7 月 15 日(金)・16 日(土)
- (2) 場 所 名古屋市中企業振興会館(吹上ホール)
- (3) 募集企業数 100 社程度
- (4) 来場予定者 1 日目: アナリスト等証券専門家、証券営業担当者向け 700 名
 2 日目: 一般投資家向け 3000 名
- (5) 後 援 社団法人 日本証券アナリスト協会、社団法人 証券広報センター
- (6) 協 賛 日本インベスター・リレーションズ協議会
- (7) イベント内容

【アナリスト等証券専門家、証券営業担当者向け】

個別面談	各企業ブースにて、アナリストと個別面談
企業説明会	会議室に多数のアナリストを集めての説明会
トップ懇親会	アナリストと出展企業の交流の場として、ランチパーティーを実施(I R エキスポ 10 回出展企業の表彰を予定)

【一般投資家向け】

トッププレゼンテーション (新イベント)	会場内特設エリアにおいて、企業トップが説明会形式で自社をアピール
ニューフェイストップインタビュー	最近新規上場した企業トップに対してラジオ NIKKEI「発掘! 未来企業」の公開録音を実施
カジュアルミーティング	一般投資家のグループに対して、企業トップが、和やかな雰囲気の中で自社をアピール
証券会社協賛セミナー	証券会社の主催により、I R エキスポの協賛イベントとして大規模のセミナーを実施
ブースツアー	一般投資家がツアー形式で企業ブースを訪問
ミニ説明会	自社に興味のある一般投資家を企業ブースに招き、説明会を実施
株式講演会	著名人による株式講演会を実施

2. 「株式投資イブニングセミナー」(一般投資家向け)

- (1) 日 程 平成 17 年 8 月 ~ 9 月の平日の夜間 8 日間 週 2 回月・木曜日
(18:00 ~ 20:30)
- (2) 場 所 名証 M I C ホール
- (3) 募集企業数 2 4 社程度 (1 日 3 社)
- (4) 来場予定者 一般投資家 120 名 / 1 日
- (5) 後 援 社団法人 証券広報センター
- (6) 協 賛 日本インベスター・リレーションズ協議会
- (7) イベント内容

一般投資家を対象に、株式講演会及びスモールミーティング形式の会社説明会を実施

3. 「名証上場企業 W E E K I N T O K Y O 」(アナリスト向け)

- (1) 日 程 平成 17 年 12 月 12 日 (月) ~ 16 日 (金)
- (2) 場 所 日本証券アナリスト協会会議室
- (3) 募集企業数 1 5 社 (1 日 3 社)
- (4) 来場予定者 アナリスト等証券専門家 20 名 ~ 40 名
- (5) 共 催 社団法人 日本証券アナリスト協会
- (5) 協 賛 日本インベスター・リレーションズ協議会
- (6) イベント内容

名証上場企業特集として、1 週間集中的に、東京でアナリスト等証券専門家を対象とした企業説明会を開催

以 上